

## 共同利用実験者（PF・PF-AR・低速陽電子ユーザー）の放射線業務従事者登録方法

<注：「測定器開発テストビームライン」ユーザーは本方法の対象者ではありません>

### ■■■本件に関する問い合わせ先■■■

放射線受付（放射線受付棟，内線：3500，外線：029-864-5496，E-mail：kek3500@ml.post.kek.jp）  
営業時間：平日 8:30～12:00 及び 13:00～18:30

<女性の被ばく管理に関する問い合わせのみ>

放射線事務室（放射線管理棟 1F，内線：5495，外線：029-864-5495，E-mail：rad-office@ml.post.kek.jp）  
営業時間：平日 9:00～12:00 及び 13:00～16:00

### ■■■手続きの流れ■■■

#### 1. 登録手続き書類の作成

<必須書類> 様式 10 号

共同利用者支援システム (<https://krs.kek.jp/uskek/ui/>) より各個人の「外来放射線作業  
個人管理登録票・業務従事者認定証明書兼放射線作業従事承諾書（様式 10 号）」を作成する。  
所属機関の代表者と放射線取扱主任者の押印が必要。

\*自事業所に放射線管理区域を持たない場合は、放射線管理の代行業者を紹介します。放射線受付に相談  
してください。個別対応を求める場合も放射線受付に相談してください。

\*ただし、外国の機関に所属する場合は、放射線取扱主任者の押印は不要です。

<追加書類 1：女性の場合> 様式 11 号

「妊娠中の者」または「不妊または妊娠の意思がないことを申し出た者」は管理基準が変わる  
ので、該当者は必要に応じて「個人被ばく管理基準等変更のための届出書（様式 11 号）」を作  
成する。

<追加書類 2：当該年度に被ばくのある場合> 被ばく記録の写し

本機構における放射線作業に先立つ当該年度において、既に男子 5mSv，女子 1mSv を超える被  
ばくのある場合は、放射線作業の前に本人の**被ばく記録の写し**を準備する。

<追加書類 3：前年度の被ばくが 1mSv を超えている場合> 健康診断の写し

#### 2. 登録手続き書類一式を放射線事務室に送付

宛先：〒305-0801 茨城県つくば市大穂 1-1 高エネルギー加速器研究機構 放射線事務室 行

**来所の 2 営業日前までに放射線事務室に必着。**

日数に余裕がない場合はレターパックライト等の追跡サービス付きの方法を推奨。

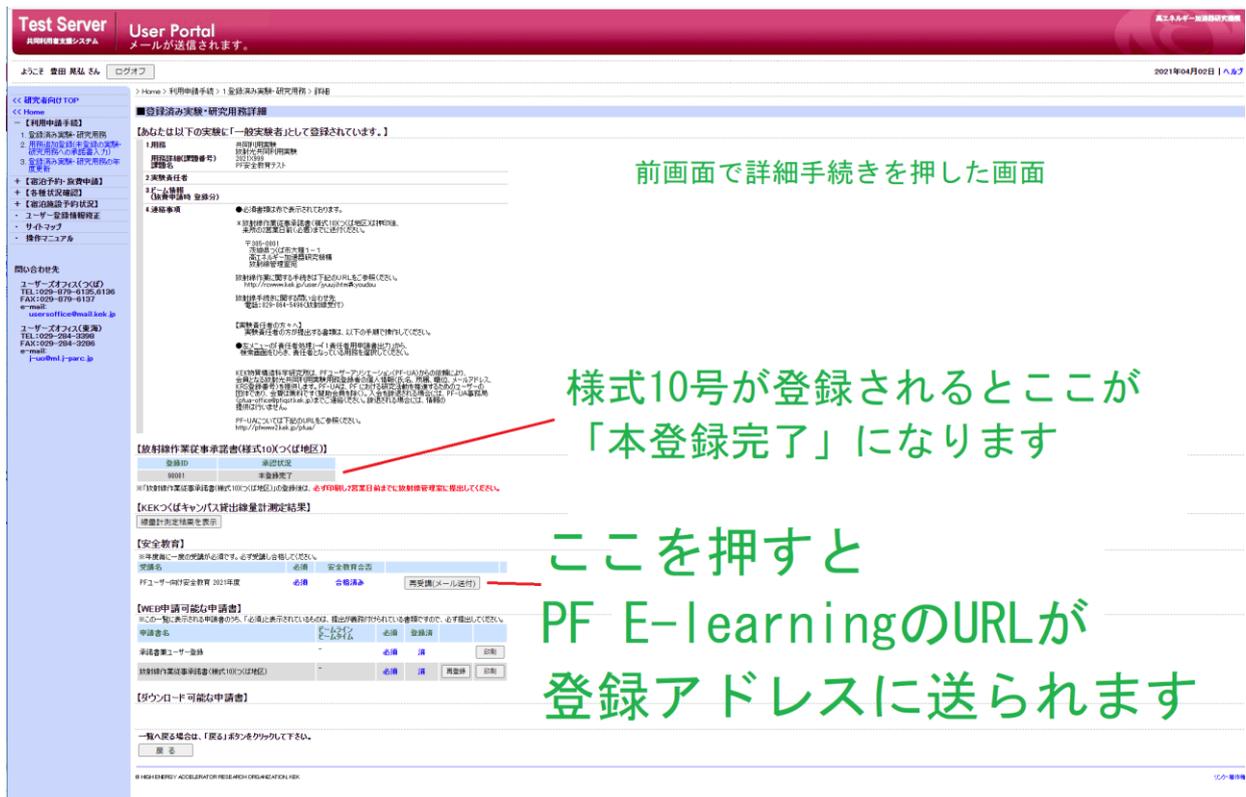
**できるだけ早めに提出して、事前に e ラーニングを受けられる期間を長くすることを推奨。**

#### 3. 共同利用者支援システム上の「放射線作業従事承諾書（様式 10 号）の承認状況」を確認

登録手続き書類一式が放射線事務室に到着し受理されると、「本登録完了」に変わる。書類の到着  
後、不備がない場合で 1～2 営業日程度を要する。「本登録完了」にならない場合は放射線受付まで  
連絡して下さい。

<確認場所>

共同利用者支援システム—「【利用申請者手続】」—「1. 登録済み実験・研究用務」を選択すると  
表示される「【放射線作業従事者承諾書（様式 10）（つくば地区）】」の「承認状況」欄



#### 4. 共同利用者支援システム上で e ラーニングにより PF 外来者放射線安全教育を受講

「放射線作業従事承諾書（様式 10 号）の承認状況」が「本登録完了」になると e ラーニングによる PF 外来者放射線安全教育の受講が可能となる。同ページの【安全教育】欄に受講のためのリンクボタンが表示されるので、**来所前に必ず受講する**。受講内容は 30 分程度の動画視聴と理解度確認テスト。

テストに合格すると「PF 外来者放射線安全教育受講記録票」が出力できる。来所時の手続きで必要になるので、**紙に印刷し、必要事項をご記入の上、来所時に持参する**。

#### 5. 来所時に PF 外来者放射線安全教育受講記録票を持参して提出

提出先：PF 放射線監視員詰所（PF 光源棟 1F）

#### 6. PF 放射線監視員詰所で個人線量計等を受け取り、放射線作業開始

### ■■■年度更新について■■■

共同利用実験者の手続きは、年度単位。**手続きは毎年必要**。

4月1日以降は次年度分の手続きのない方の放射線作業はできません。